様式第４（第４条第４項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

該当する事業の「提供する役務」の欄に「○」を記入して下さい。
再販の役務のみを提供する場合は、「提供する役務」の欄に「**再販**」
卸電気通信役務のみを提供する場合に、「**卸**」 と記入して下さい。

電気通信役務の種類		提供する役務
1　加入電話		
2　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。） ※メタル回線を利用した固定電話サービス アクセス回線にメタル回線を利用したダイヤルアップ接続型の固定端末向けアクセスサービス（データ通信）		
3　中継電話（国際電話であるものを除く。） ※他の事業者との相互接続点相互間の通信を媒介するもので、IP電話以外の電話サービス		
4　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5　公衆電話 ※公衆電話を使用した固定電話サービス		
6　携帯電話 ※音声通信、データ通信どちらか一方のみも含む	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの ※３．９Ｇ、４Ｇ	
	第五世代移動通信システムを使用するもの ※５Ｇ	
	三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの ※３Ｇ、３．５Ｇ	
7　ＰＨＳ		
8　ＩＰ電話 ※インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの ※0AB～JのIP電話、050のIP電話	
	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの ※インターネット電話、ID、PWのみで接続されるIP電話	
9　ワイヤレス固定電話		
10　衛星移動通信サービス ※利用者の設備に携帯移動地球局の無線設備を使用して提供される電話サービス及びデータ通信サービス		
11　ＦＭＣサービス　「○」に加えて、１，２，６，７，８又は３２の番号のいずれかを記入する ※利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務 固定通信・移動体通信を組み合わせた電気通信サービス		
12　インターネット接続サービス ※ユーザーからインターネット相互接続ポイント（ＩＸ）までを接続し、インターネット接続を可能とする電気通信サービス		
13　ＦＴＴＨアクセスサービス ※端末系伝送路設備に全区間光ファイバーを利用するデータ通信サービス	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの ※戸建て向け	
	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの ※集合住宅向け	
14　ＤＳＬアクセスサービス ※加入電話等のアナログ信号伝送路にＤＳＬシステムを重畳して利用するデータ通信サービス 音声役務提供の有無は問わない（データ専用のものを含む）		
15　ＦＷＡアクセスサービス ※アクセス回線として端末が固定して使用される無線局を利用するデータ通信サービス		

地域WiMAXのうち、固定して利用されるものはFWAアクセスサービスに含まれる。		
16　ＣＡＴＶアクセスサービス ※有線テレビジョン放送施設の線路に重畳して利用するデータ通信サービス 同軸ケーブルの他、一部光ファイバーを利用するHFCも含む。		
17　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス ※アクセス回線として３Ｇ、３．５Ｇ、３．９Ｇ、４Ｇ、５Ｇ及びＰＨＳを用いるデータ通信サービス ※利用者の設備が可搬型のもの（携帯電話端末、タブレット端末、データカード、モバイルルーター等）		
18　三・九－四世代移動通信アクセスサービス ※上記１７のうち、アクセス回線として３．９Ｇ、４Ｇを用いるデータ通信サービス		
19　第五世代移動通信アクセスサービス ※上記１７のうち、アクセス回線として５Ｇを用い、全国的に提供されるデータ通信サービス		
20　ローカル５Ｇサービス ※地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が構築する５Ｇサービス（「19　第五世代移動通信アクセスサービス」を除く）		
21　フレームリレーサービス ※フレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ通信サービス		
22　ＡＴＭ交換サービス ※ＡＴＭ方式によりパケットを伝送交換するデータ通信サービス		
23　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス ※アクセス回線として無線を利用するデータ通信サービスのうち、携帯電話、PHS、BWA、衛星及びローカル５Ｇ以外で、なおかつ利用者側が移動端末であるもの		
24　ＢＷＡアクセスサービス ※アクセス回線として無線を利用するデータ通信サービスのうち、2.5GHz帯を利用するWiMAX又はAXGPを用いるもの	全国ＢＷＡアクセスサービス ※地域ＢＷＡ及び自営等ＢＷＡアクセスサービスを除いた、日本全国において提供されるＢＷＡアクセスサービス	
	地域ＢＷＡアクセスサービス ※地域ＢＷＡアクセスシステムを用いた、市町村において提供されるＢＷＡアクセスサービス	
	自営等ＢＷＡアクセスサービス ※自営等ＢＷＡアクセスシステム（地域ＢＷＡの帯域を使用した４Ｇによる通信システム）を用いて提供されるＢＷＡアクセスサービス	
25　ＩＰ－ＶＰＮサービス ※インターネットプロトコルを利用して仮想閉域網を設定する方式 パケット伝送方式によるデータ通信サービス ※「インターネットＶＰＮ」はＩＰ－ＶＰＮではありません。		
26　広域イーサネットサービス ※イーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務		
27　衛星アクセスサービス ※端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるデータ通信サービス 端末側は固定局・移動局を問わない		
28　専用役務 ※特定の者に電気通信設備を専用させるサービス	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
29　アンライセンスＬＰＷＡサービス ※LPWA（Low Power Wide Area） LoRa、SIGFOX等、携帯電話網を使用しない、免許不要のLPWAサービス		
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス ※加入電話や携帯電話等の「キャッチホン」や「伝言サービス」、インターネット接続サービスに付加して提供される「メールアドレス」等、付加価値サービスがある場合に、「○」を記載してください。		
31　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。） ※本役務を提供する場合には、「○」に加え、参考として「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「クローズドチャット」、「オンライン会議サービス」、「インターネットＶＰＮ」※、等、**具体的なサービス内容を併記**してください。		

※暗号技術によりインターネット上に仮想専用網を構築する「インターネットＶＰＮ」は、「インターネット関連サービス」になります。		
32　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の３第１項第１号イに掲げるもの ※ドメイン名を登録・提供するレジストリ等に係る類型であり、ccTLD（「.jp」）や地理的名称gTLD(「.tokyo」「.osaka」等)のうち、総務省令で別に定めるものを管理するレジストリが行う名前解決サービス	
	第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの ※ドメイン名を登録・提供するレジストリ等に係る類型であり、契約数が30万以上のサブドメインを有するドメインのレジストリが行う名前解決サービス（自己が利用するものを除く）	
	第59条の３第１項第２号に掲げるもの ※他人にDNSサーバーを貸与し、その管理・運用を代わって行うホスティングサービス等に係る類型であり、このうち契約数が30万以上のDNSホスティングサービス	
34　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
35　上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務 ※本役務を提供する場合には、「○」に加え、参考として「転送電話」「VOD映像配信役務」「インフラシェアリング」等、**具体的なサービス内容を併記**してください。 ※閉域網からユーザーまで役務提供する場合等、インターネット接続点まで役務提供していないものは「○○アクセスサービス」ではなく、この「35 上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」となります。		

注１　提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、２、５及び８に該当する場合は、この限りでない。

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

３　ＦＭＣサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ＡＴＭ交換サービスとはＡＴＭ方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

４　３に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第１条第２項に定めるところによること。

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は32に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、17、18、19又は24に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

８　ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の３第１項第１号イに掲げるもの」又は「第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

９　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。